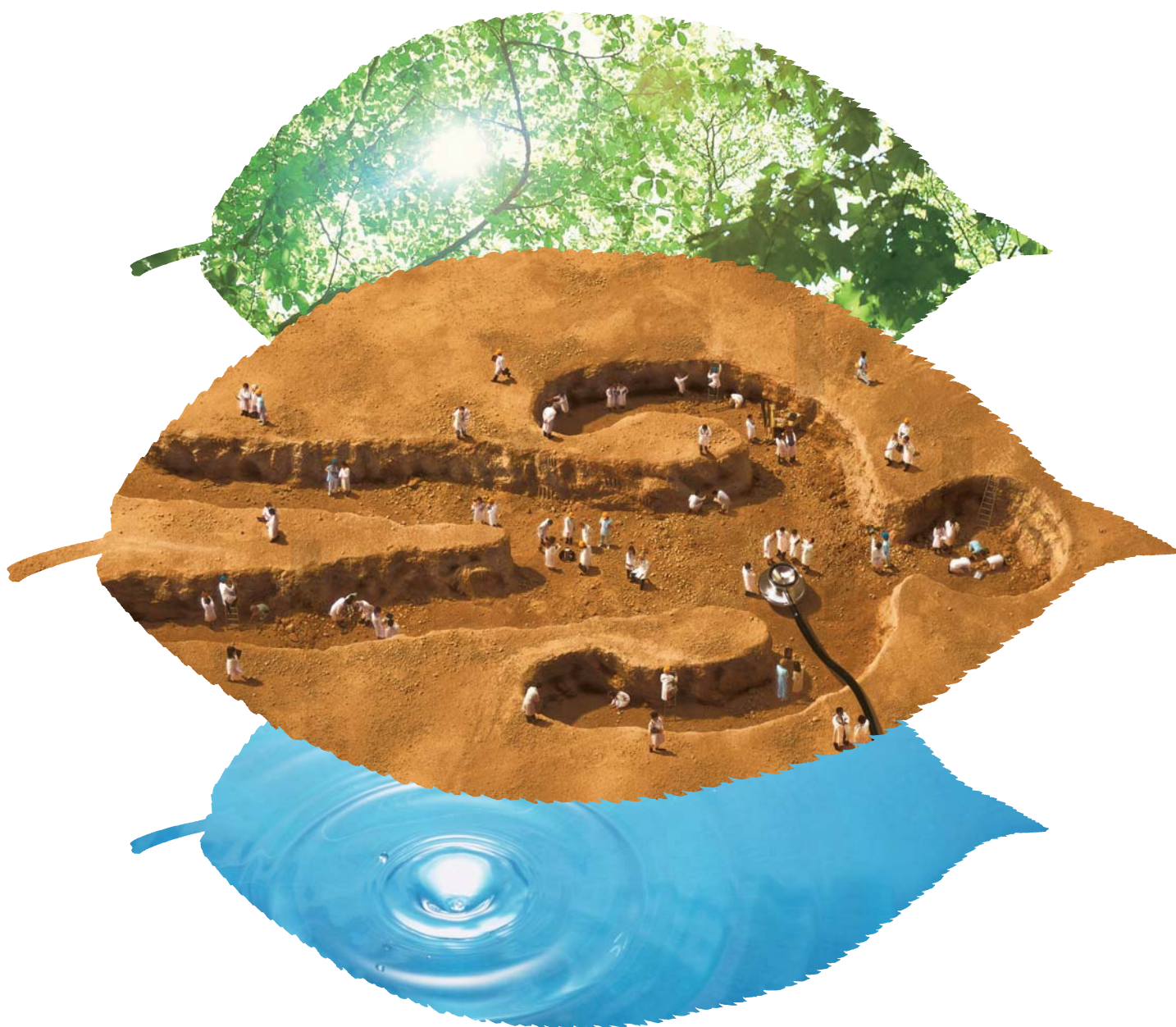


土壌汚染対策法等における有害物質および基準値

分類	法 律	土壌汚染対策法				環境基本法		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	水質汚濁防止法
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	特別管理産業廃棄物の判定基準 ^{※3} (mg/L)	排水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下	-	0.002以下	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.02以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	0.004以下	0.04以下	0.004以下	0.004以下	0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	0.1以下	1以下	0.1以下	0.1以下	1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	0.04以下	0.4以下	0.04以下	0.04以下 ^{※1}	0.4以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	0.002以下	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.02以下	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	-	0.02以下	0.2以下	0.02以下	0.02以下	0.2以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-	0.01以下	0.1以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	1以下	3以下	1以下	1以下	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	0.006以下	0.06以下	0.006以下	0.006以下	0.06以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	-	0.03以下	0.3以下	0.03以下	0.01以下	0.3以下	0.3以下
ベンゼン	0.01以下	-	0.01以下	0.1以下	0.01以下	0.01以下	0.1以下	0.1以下	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下かつ 農用地0.4mg/米1kg以下	0.003以下	0.3以下	0.03以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下	1.5以下	0.05以下	0.05以下	1.5以下	0.5以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0以下	検出されないこと	検出されないこと	1.0以下	1以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下	0.0005以下	0.005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.005以下	0.005以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	-	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下	0.01以下	0.3以下	0.1以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下	0.01以下	0.3以下	0.1以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下かつ 農用地15mg/土壌1kg未満 ^{※4}	0.01以下	0.3以下	0.1以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下	24以下	0.8以下	0.8以下	-	海域以外 8以下 海域 15以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下	30以下	1以下	1以下	-	海域以外 10以下 海域 230以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003以下	-	0.003以下	0.03以下	0.003以下	0.003以下	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	-	0.02以下	0.2以下	0.02以下	0.02以下	0.2以下	0.2以下
	チウラム	0.006以下	-	0.006以下	0.06以下	0.006以下	0.006以下	0.06以下	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) 有機りん化合物	検出されないこと 検出されないこと	- -	検出されないこと 検出されないこと	0.003以下 1以下	検出されないこと 検出されないこと	検出されないこと 検出されないこと	0.003以下 1以下	0.003以下 1以下
その他	ダイオキシン類	-	-	-	-	-	1pg-TEQ/L以下 ^{※2} (地下水) 1000pg-TEQ/g以下 ^{※2} (土壌)	3ng-TEQ/g以下	10pg-TEQ/L以下 ^{※2}
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	10以下	-	100以下
	塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	0.002以下	-	-
	1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	0.05以下	0.5以下	0.5以下
	水素イオン濃度(pH)	-	-	-	-	-	-	-	海域以外 5.8以上~8.6以下 海域 5.0以上~9.0以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	-	-	-	-	-	-	160以下(日間平均120以下)
	化学的酸素要求量(COD)	-	-	-	-	-	-	-	160以下(日間平均120以下)
	浮遊物質(SS)	-	-	-	-	-	-	-	200以下(日間平均150以下)
	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	-	-	-	-	-	-	-	5以下
	ノルマルヘキサン抽出物質(植物油)	-	-	-	-	-	-	-	30以下
	フェノール類	-	-	-	-	-	-	-	5以下
	銅	-	-	-	-	-	農用地125mg/土壌1kg未満 ^{※4}	-	3以下
	亜鉛	-	-	-	-	-	-	-	2以下
	溶解性鉄	-	-	-	-	-	-	-	10以下
	溶解性マンガン	-	-	-	-	-	-	-	10以下
クロム	-	-	-	-	-	-	-	2以下	
大腸菌群数	-	-	-	-	-	-	-	日間平均3,000個/cm以下	
窒素	-	-	-	-	-	-	-	120以下(日間平均60以下)	
燐	-	-	-	-	-	-	-	16以下(日間平均8以下)	

※1 シス体(cis-1,2-ジクロロエチレン)及びトランス体(trans-1,2-ジクロロエチレン)の和 ※2 ダイオキシン対策特別措置法 ※3 産業廃棄物の種類の中の燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん等
※4 砒素及びその化合物、銅の場合の農用地は、田に限る

クリーンな大地と、企業の資産を守るために



パナソニック環境エンジニアリング株式会社

本 社 〒564-0062 大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号
TEL.06(6338)1852 FAX.06(6310)7750

大 阪 支 店 〒564-0062 大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号
〈土壌ソリューションEU〉 TEL.06(6338)1835 FAX.06(6338)4360

東 京 支 店 〒108-0075 東京都港区港南2丁目12番26号 港南パークビル3F
〈土壌ソリューションEU〉 TEL.03(3472)3580 FAX.03(3472)2492

中 部 支 店 〒486-8524 愛知県春日井市鷹来町字上仲田3905番3
〈土壌ソリューションEU〉 TEL.0568(81)0598 FAX.0568(83)6217